

長野市監査委員告示第3号

地方自治法第199条第14項に基づき、長野市長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表します。

令和5年2月28日

長野市監査委員	西	島	勉
同	榊	原	剛
同	小	泉	栄正
同	西	沢	利一

措置の通知書

令和4年度 随時監査（工事監査・前期）（4監査第43号）分

（長野市長分）

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>第5 監査の結果（指摘事項）</p> <p>1 現場作業員の安全対策について （報告書3ページ）</p> <p>南長野運動公園遊具改修工事外3件の工事において、現場作業員の安全対策が講じられていなかった。</p> <p>(1) 南長野運動公園遊具改修工事において、高さ2m以上の作業床のない場所でのネット張替作業を墜落制止用器具（安全帯）未使用のまま行っていた。</p> <p>(2) 飯綱高原交流拠点施設等整備工事において、建物の屋根築造作業を墜落制止用器具（安全帯）未使用のまま行っていた。また、移動はしごの上部を固定するなどの転位防止措置が一部で取られていなかった。</p> <p>(3) 古里公園運動場防球ネット設置工事において、高所作業車による高さ10m前後でのネット張り作業で墜落制止用器具（安全帯）を未使用のまま行っていた。</p> <p>(4) 駅南幹線道路植栽工事において、資材納入業者の運転手が大型トラック（最大積載量11.4t）の荷台上での荷卸し作業をヘルメット（保護帽）未使用のまま行っていた。</p> <p>上記行為は、厚生労働省が定める労働安全衛生規則（第518条、第194条の22、第151条の74、第527条）に違反するものであり、危険度が高い作業である。上記規則に則った安全対策の徹底を図り、適切に現場を監督されたい。</p> <p style="text-align: right;">（公園緑地課） （観光振興課）</p>	<p>労働安全衛生規則に基づき、施工業者に対して施工計画書に墜落防止に関する安全管理計画を明記するよう指示した。</p> <p>また、本事例を課内で共有するとともに、作業員に対し墜落制止用器具の着用を徹底するように改めて指導を行った。</p> <p style="text-align: right;">（公園緑地課）</p> <p>建設工事作業員の安全対策（新規入場者教育及び安全協議会活動の徹底等）を推進するため、工事着手時に施工計画書へ墜落防止に関する安全対策についての記載を確認するとともに、改めて現場代理人への指導や啓発を徹底した。</p> <p style="text-align: right;">（観光振興課）</p> <p>墜落制止用器具の未使用については、事前の施工方法の確認不足が原因であったため、施工業者に対し、墜落防止に関する安全管理計画を施工計画書に明記するよう指示した。</p> <p>また、本事例を課内で共有するとともに、作業員に対し、墜落制止用器具の着用を徹底するように改めて指導を行った。</p> <p style="text-align: right;">（スポーツ課）</p> <p>同様の事例が発生しないように元請業者に指導を行った。あわせて、元請業者から下請・搬入業者に指導を行うよう指示した。</p> <p>また、本事例を課内で共有するとともに、別工事の請負者に対し、搬入業者のヘルメット着用を徹底するように改めて指導を行った。</p> <p style="text-align: right;">（市街地整備課）</p>

措置の通知書

令和4年度 随時監査（工事監査・前期）（4監査第43号）分

（長野市長分）

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p style="text-align: right;">（スポーツ課） （市街地整備課）</p> <p>2 ダンプトラックの過積載について （報告書3ページ）</p> <p>大門昭和線道路後退線整備工事において、2tダンプトラックの荷台に砕石が過積載の状態で搬入作業が行われていた。</p> <p>過積載による運搬は、道路交通法第57条等に違反し、荷崩れ、車両横転のリスクのほか、制動距離が長くなるなど、危険な行為である。法令順守について、施工業者への指導を徹底し、適切に現場を監督されたい。</p> <p style="text-align: right;">（建築指導課）</p> <p>第6 意見</p> <p>1 防球ネットの設置効果について （報告書3ページ）</p> <p>古里公園運動場防球ネット設置工事については、野球のボールが高さ8mの既存のフェンスを越えて隣接する住宅に飛ぶことを防止するため、野球場のレフト方向の一部に高さ10mの防球ネットを追加して設置するもので、令和4年3月に工事が完了した。</p> <p>しかし、その後も防球ネットを越えるボールがあることが確認されたため、令和4年8月から野球大会（練習試合含む）での使用を禁止する措置を取っている。</p> <p>野球の練習のための利用は現在も継続しており、グラウンドの両翼が70m程度と狭いことや、バットやボールの性能が向上し飛距離が伸びている状況を考慮すると、今回の防球ネット設置工事は完全なものとは言えない。防球ネットの効果は運動場の利用方法に左右されるため、今後も利用状況を確認し、関係者との継続的な調整を行われたい。</p> <p style="text-align: right;">（スポーツ課）</p>	<p>当該工事については、竣工写真の確認及び受注業者への聞き取りにより、過積載の状態で資材を運搬していたことが判明した。</p> <p>当該業者に改めて法令遵守について指導するとともに、職場研修時に事例紹介などを行い監督業務担当職員へ周知し、工事着工前の打合せ時において工事受注者へ法令遵守するよう指導し、再発防止を徹底するよう確認した。</p> <p style="text-align: right;">（建築指導課）</p> <p>今回の防球ネット設置工事は、防球効果の高い場所にネットを設置したため使用禁止ではなく野球の練習及びソフトボールの試合は引き続き実施可能であり、一定の効果があるものと認識している。</p> <p>今後も随時運動場の利用状況を確認するとともに、必要に応じて関係者との調整を行っていく。</p> <p style="text-align: right;">（スポーツ課）</p>